

昭和30年代初頭の被爆者運動

舟 橋 喜 恵

広島大学総合科学部

The Hibakusha Movement Early in the 30's of Showa

Yoshie FUNAHASHI

Faculty of Integrated Arts and Sciences, Hiroshima University

SUMMARY

In 1955, in Hiroshima, the First World Conference against A-and H-Bombs was held, where many Hibakusha reported the actual conditions of atomic suffering before the Japanese and foreign people. The testimonies of all the Hibakusha made a deep impression on the participants and gave them a great shock. After that, Hibakusha began to testify about their experiences all over Japan and sometimes in foreign countries. As a result of this conference, in 1956, the Japan Confederation of A- & H-Bombs Sufferers Organizations (Hidankyo) was set up. Since then, it has been serving as a national center of Hibakusha movement.

In the declaration at the conference of this confederation, they stated that the movement of the people against A-and H-bombs and especially the First World Conference against A-and H-Bombs gave courage to Hibakusha, and that the aim of the confederation is "to appeal to the world what should be appealed, to demand to the government what should be demanded, to rise up themselves, and to seek the way themselves to relieve one another." This paper dicusses on

the Hibakusha movement of the period between the First World Conference against A-and H-bombs (1955) and the organization of 'Hidankyo' (1956).

- I はじめに
- II 1955年原水爆禁止世界大会の影響
- III 広島県原爆被害者大会
- IV 原爆被害者の連帯と組織化
- V 3月20日国会請願デー

I はじめに

日本原水爆被害者団体協議会（以下、日本被団協と略す）が長崎市国際文化会館で結成されたのは、1956（昭和31）年8月10日であった。その日は、ちょうど長崎で開催されていた第二回原水爆禁止世界大会の二日目にあたり、世界大会に参加していた外国代表や国内代表も多数出席し、盛況のなかに被団協は結成されたという。「宣言——世界への挨拶——」と題された大会宣言は、「私たちがこのような立ち上がりの勇気を得ましたのは、全く昨年八月の世界大会のたまものがあります」¹⁾とのべ、その契機が一年前の最初の原水爆禁止世界大会の成功にあったことを明らかにしている。じつは、この大会宣言と、タイトルその他ほとんど同文の宣言が、すでに五カ月まえの1956（昭和31）年3月18日、広島県原爆被害者大会の大会宣言として発表されていた。その意味で日本被団協の結成は、この3月18日、広島市千田町の千田小学校でひらかれた広島県原爆被害者大会の精神をそのまま継承して、全国的な規模の被爆者の結集をはじめて実現させたものといっていいただろう。その意味で、広島県原爆被害者大会は、広島県という一県の規模にとどまるものではあったが、この大会が、どのような目的と背景をもって開催され、どのような活動を通して日本被団協という全国規模の組織の結成に合流していくかを検討することは、日本被団協結成期の動向の一端をあきらかにすることになるだろう。

同時にこの3月18日開催の広島県原爆被害者大会と、8月10日の日本被団協結成のあいだの、ちょうど中間の5月27日には広島市基町の広島YMCAで、広島県原爆被害者団体協議会（広島県被団協）の結成総会が開催されており、昭和31

年の3月、5月、8月のこの三つの大会をつなぐ線こそ、昭和30年代の原爆被害者運動の方向を決定づけるものであったとっていいだろう。なお日本被団協の結成の直前の8月6日には、広島では原水爆禁止広島大会が、8月7日には広島県原爆被害者大会が、広島市公会堂で開催されていることも忘れてはならないだろう。このような観点から、本稿では主として昭和31年3月18日の広島県原爆被害者大会について検討し、それが最初の世界大会のつよい影響下でひらかれたことを裏づけてみたいと思う。

- 1) 「宣言——世界への挨拶——」、広島大学原爆放射能医学研究所付属原爆被災学術資料センター資料調査室【資料調査通信】、第9号、1982年5月、別冊1「まどうてくれ——資料特集——」、14～15ページ。以下、【資料調査通信】に発表されている資料については、できるかぎり原資料にあたってうえて引用されている。原資料をみる機会を与えてくださった原爆放射能医学研究所の宇吹 暁氏に感謝の意を表したい。

II 1955年原水爆禁止世界大会の影響

さて広島県原爆被害者大会、広島県被団協結成総会、日本被団協結成大会の三つの大会に共通していることは、いずれの大会もすべて被爆者自身がみずから立ちあがってひらいた大会であること、さらに、いずれも前年の昭和30年8月8日、広島でひらかれていた最初の原水爆禁止世界大会最終目にだされた宣言のおなじ部分に着目し、それを自分たちの原爆被害者運動のよりどころとしていたことである。この世界大会の宣言は広島から世界へのアピールとしてだされたものだったが、大会宣言が世界へ訴えるアピールの形式をとったことは、そのまま広島県原爆被害者大会の「宣言——世界への挨拶——」に踏襲され、さらに日本被団協結成大会の宣言文にもそのまま流用された。そして両大会のこの「宣言——世界への挨拶——」が、原爆被害者が「このような立ちあがりの勇気を得ましたのは、全く昨年の原水爆禁止世界大会のたまものであります」とのべていたことは前述の通りであるが、5月の広島県被団協結成総会の場合もふくめて、被爆者によるこの三つの大会は、たんなる勇氣以上の理論的よりどころを、世界大会の宣言に

みいだしていたのである。世界大会の宣言のなかで原爆被害者たちがとくに注目したのは、「原爆被害者救援運動が原水爆禁止運動の基礎」だとのべた以下の部分であった。

「原水爆被害者の不幸な実相は、ひろく世界に知られなければなりません。その救済は世界的な救済運動を通じて急がれなければなりません。それがほんとうの原水爆禁止運動の基礎であります。原水爆が禁止されてこそ、真に被害者を救うことができます。」¹⁾ (原水爆禁止世界大会 1955.8.8)

この原爆被害者救援運動が原水爆禁止運動の基礎だという見解は、上記の三大会で繰り返され強調された。たとえば広島県原爆被害者大会は、約500名²⁾の原爆被害者があつまって前述のように昭和31年3月18日、千田小学校の講堂ほか10教室を借りて、午前10時から午後5時までの予定で開催されたが、この大会の開催趣旨は、主催した広島県原爆被害者大会実行委員会(事務局長 藤居平一)が3月1日づけで発表した「広島県被害者大会の御案内」³⁾と「広島県原爆被害者大会への協力お願いについて」⁴⁾に明確にのべられている。第一に「御案内」は、今回の広島県被害者大会について、前年8月広島で開催された最初の原水爆禁止世界大会がその契機となったことを明確にのべている。そして世界大会が「原水爆被害者の苦しさ、悲しさを、まのあたり見て」、大会宣言のなかで広島、長崎の原爆犠牲者三十数万の霊と、今なお生命の不安におののく、二十九万の「原爆被害者の救済が原水爆禁止運動の基礎だと規定し」たことに言及し、原水爆禁止運動と被害者救援運動をこのようにリンクさせた考え方こそ、10年あまり「堅氷の下にあった」被害者のこころを呼びさまさせたのだとのべている。その意味で広島県原爆被害者大会は、「原爆被害者の救済が原水爆禁止運動の基礎」だと規定して救援運動の方向を決定づけた世界大会の宣言の趣旨を忠実に実践し、救援運動を全県的なひろがりでも促進する組織づくりのために開催されたのであった。そしてこれ以後、原爆被害者の救援運動と、原水爆禁止運動は、あいたずさえて進まなければならないことが、ひろく認識されるようになった。

第二に、同時に重要なことは「御案内」が、原爆被害者の救援運動を、「いたづらに依存のみをこととせず」、被害者みずかから助け合い励まし合って推進すべきだと主張したことであり、そのための第一歩として「すべての被害者が一堂

に会して、話し合い、はげまし合い、いたわり合う機会をもつことにしました」とのべたことである。そして「勿論及ばざる点はあるかでも、自力更正をも考え、国家保障要請の最先頭に」まず被害者自身が立ちあがる必要があると主張した。それは救援運動だけでなく原水爆禁止運動についても同様で、被爆者に「若し、飛行機一機と、舟一そう与えられるならば、三十数万の霊と共に、米ソの原水爆の実験個所⁷⁷に行き、身をもって、水爆実験を阻止する決意をもふるい起こし」、いのちある限り原水爆禁止運動に努力したいとのべた。

世界大会の宣言の影響は、5月27日の広島県被団協の結成総会でも顕著であった。なぜなら結成総会するとき、「経過報告」の最初にのべられているのは前年の世界大会のことであり、先に引用した宣言の部分が、そっくりそのまま引用されているからである。⁵⁾この引用は8月7日、日本被団協結成の直前に広島市公会堂でひらかれた広島県原爆被害者大会の大会宣言にもみられ、⁶⁾その宣言をたずさえて広島の被爆者たちは日本被団協の結成総会にのぞんだのであった。

さらに指摘しておかなければならないことは、世界大会の宣言の影響は、広島県内でも広島市のような都市部に限られていたわけではなかったことである。すでに世界大会がひらかれたその年の10月に、広島県芦品郡では原爆被害者の会が結成されたが（世界大会以前に被害者の会があったのは、大竹市と甲奴郡である）、その結成大会の式辞のなかでも、世界大会では被爆の「実相を広く世界中に知らせる被害者の救援活動を押し進めることが原水爆禁止運動の基礎であると結論し、その実行を固く誓いあった」⁷⁾ことが強調されている。このように世界大会の宣言の影響は、広島県内でしだいに浸透し、被害者への世間の関心も急速にたかまり、被害者自身もそれに勇気づけられ支えられたのであった。

- 1) 原水爆禁止日本協議会編『原水爆禁止世界大会宣言・決議集——第1回1955年——第20回1974年』、原水爆禁止日本協議会発行、1975年、8ページ。
- 2) 出席者数については、5月27日の広島県被団協結成総会に提出された「経過報告」によれば、3月18日の被害者大会には約500名の参加者があったという（『資料調査通信』、8号、1982年3・4月、別冊2、37ページ）。なおこの被害者大会には出席者名簿が残されており、現在、広島大学原爆放射能医学研究所の宇吹 暁氏によって整理中であるが、出席者名簿で確認できる数は約300名程度らしい。

- 3) 被害者大会の正式の名称は「広島県原爆被害者大会」であるが、「御案内」では「原爆」の2字が省略され、「広島県被害者大会の御案内」となっている。ただし主催者名は「広島県原爆被害者大会実行委員会」である。広島大学原爆放射能医学研究所付属学術資料センター資料調査室【資料調査通信】、第7号、1982年2月、別冊2、31ページ。
- 4) 【資料調査通信】、第7号、1982年2月、別冊2、32ページ。
- 5) 【資料調査通信】、第8号、1982年3・4月、別冊2、35～36ページ。
- 6) 【資料調査通信】、第9号、1982年5月、別冊1、12ページ。
- 7) 【資料調査通信】、第7号、1982年2月、別冊2、20ページ。

Ⅲ 広島県原爆被害者大会

さて昭和31年3月18日、千田小学校でひらかれた広島県原爆被害者大会は、[1]原水爆禁止の願いと、[2]被害者への国家保障要請、[3]如何にすれば自立更正出来るかという3点の課題をかかげて被爆者たちが話し合うために開催された。プログラムによると議題は全部で以下の7項目にわけられていたが、いま言及した3つの課題にくわえて、当然のことながら原爆被害者の組織化の問題がとりあげられていた。しかも広島県内の組織づくりだけでなく、それとは別に全国的な組織結成の問題が独立の項目としてとりあげられていたことは、5カ月後の日本被団協結成が、すでにスケジュールにはいっていたことを予想させる。したがって県内の組織づくりと全国の組織づくりの議題二つをくわえて合計5項目、それに国会請願と、その他の項目がくわわって全部で7項目の議題が提示されたのである。¹⁾

1. 原水爆禁止運動について
2. 原爆犠牲者及被害者への国家保障について
3. 原爆被害者の自立更正について
4. 三月二十日の国会請願デーに代表を派遣することについて
5. 広島県原爆被害者組織について
6. 原爆被害者の全国組織について
7. その他必要なあらゆる問題について

ところで、この7項目のうち第4項目の国会請願は、日本原水協の呼びかけに

よる「原水爆禁止国会請願デー」に被害者大会からも代表をおくろうというもので、予定通り広島県代表団は翌日上京した。広島県原爆被害者大会の代表団が持参した国会請願書の内容は、水爆実験の即時停止と、原爆被害者援護法（仮称）の制定、この二つの目標への国会の努力を要請したものであったが、その援護法の内容として、とくに(1)治療費の全額国庫負担、(2)国家による被爆生存者の健康管理の実施、(3)国家による実態調査、研究、治療機関の設置、(4)原爆犠牲者にたいする障害年金制度の制定と救済措置の4項目を強調していた。これらも世界大会の討論で方向づけられたものであった。そして注目すべきことは、この請願文の最後に、この4項目が、前年の10月1日に開催された全国民生委員大会、11月10日に開催された全国社会福祉事業大会の「決議でもあることを付記します」²⁾と書かれていたことである。

たしかに前年の1955（昭和30）年10月1日から3日まで松江市で全国民生委員児童委員大会が開催され、広島県代表から上記4項目の提案がだされたところ、満場一致で決議され、政府、衆参両院へ強力に働きかけることが決定されている（『中国新聞』、1955.10.9）。また11月10日、東京で開催された全国社会福祉事業大会でも広島市と長崎市の社会福祉協議会は、全参加者におなじくこの4項目実現のための協力を要望し³⁾承認されている。したがって翌年3月18日の広島県原爆被害者大会の満場一致の決議にも、この4項目がそのまま援護法の内容としてもちこまれたわけで、地域社会の世話人として原爆被害者の生活実態をよく知る民生委員と社会福祉協議会が、独自の立場から被害者救援の推進に関与していたこと、しかも3月の広島県原爆被害者大会が、そうした民生委員と社会福祉協議会の動向を汲みあげるかたちで開催されたことは、もっと強調してもいいように思う。

もともと広島市の民生委員連盟は、すでに1954（昭和29）年9月、治療費国庫負担、原爆症患者の健康管理、治療ならびに研究機関の設置をかかげて政府に陳情する署名運動をする決定をしており、それが同年11月の民生委員大会、つまり松江市の大会の一年前の全国大会で、「広島・長崎両都市の原爆による障害者の治療及び被爆者の健康管理並びに研究機関設置に要する費用を国費をもって負担せられたい」との決議に発展し、翌昭和30年2月28日には代表が厚生省公衆衛生

局長に会って陳情した。そして同年8月の最初の原水爆禁止世界大会では、広島市民生委員連盟の代表が意見発表⁴⁾をおこなっているが、準備された二種類の発表原稿の一方には、原爆による被害が「一般的な生活保護法によって僅かに保障されているというのが広島の現状」だとの訴えがみられる。その根拠となったのは、意見発表の直前の8月1日づけで公表された広島市福祉事務所がおこなった原爆被害者世帯調査報告書「生活保護法の適用を受けている世帯と原爆の関係に関する調査報告」⁵⁾である。この調査の対象となったのは330世帯、1,061名で、調査結果の分析内容については本稿で言及できないが、これも「実際には民生委員が提案して福祉事務所にやらせた」⁶⁾ものであって、民生委員関係者が、当時の原爆被害者救援運動ではたした役割は、もっと明らかにされなければならないと思う。

さらに強調しておかなければならないことは、世界大会のあと、翌年3月被害者大会が千田小学校でひらかれるまでの7カ月間、広島県内の原爆被害者の組織づくりの核となったのは、広島原水協のなかに設けられた原爆被害者救援委員会であったが、この救援委員会の活動がはじまったのは11月後半であって、民生委員や社会福祉協議会の活躍はそれに先立つものであり、しかも組織の特徴を生かして広島県という枠をこえた全国的な影響力をもった活動であったことは特筆されていい。その後全国社会福祉協議会には原爆被害者対策特別委員会が常設されるようになり、原爆医療法を実現する重要な原動力になるのである。

ところで原爆被害者への国家保障の問題については、援護法の問題とからんで、被害者大会の席上、つぎのような問題提起がおこなわれた。

第一に原爆被害についてはその実態がまだ解明されておらず、そのためにも国家が原爆被害の実態調査に乗りだすべきであり、その調査にもとづいて国家保障がなされなければならないこと

第二に、原爆症の根治療法も予防法もないままに原爆が投下され、投下後11年たっても根治療法がみいだされないという現状からみて、一日もはやい治療法の確立を要望したい、そして原水爆保有国は国際道義のうえからも、はやく治療法を確立して広島・長崎の被害者にそれを公表すべきこと

第三に、治療法がないとすれば、当面、原爆症の早期発見、早期療養が必要である。そのための治療費国庫負担を実現するには、「原爆被害者援護法（仮称）とかいふ立法化がなされなければ予算は計上出来ない国の仕組みになっているので、早急にこれを実現させ、原爆傷害者に対する治療費の全額国庫負担をお願いしたい」⁷⁾こと

第四に、早期発見、早期療養のための国による健康管理の実施

第五に、原爆被害の調査、研究、治療機関を国家によって設置し、その維持運営費を国費でまかなうこと。さしあたり、この7月に完成する原爆病院の維持運営費も当然国費でまかなってもらいたいこと

第六に、入院治療、通院治療が必要であるにもかかわらず、治療をうけない被害者が多数いるのは、治療をうけては働けず収入がとだえ生活ができないからである。そういう被害者の入院治療または通院治療を可能にすること。さらに彼らは重労働ができず、休養と栄養補給が大切なので、そのための傷害年金制度を実現すべきであるし、すくなくとも職場に休養室などをもけてほしいこと

以上第一から第六までの要求項目は、原爆投下がもたらした被害の実態を正確に調査したうえで救済に取りくむよう主張されており、そのうえで主として生存者のいのち（治療）、くらし（経済生活）の問題を緊急課題として解決するよう要求しており、生存者救済に焦点をしぼっていた。

さらに広島県原爆被害者大会は、前述の「宣言——世界への挨拶——」のほかに決議文を発表し、そのなかで身近な具体的な要望を幾つかのべている。⁸⁾たとえば原水爆禁止運動については、アメリカの水爆実験阻止のほかに、「原水爆の恐怖を子供のころから身にしみてるような教育をしてください」という平和教育への提言のほか、歌「原爆許すまじ」を「ラジオなどをつうじてもっと普及させてください」という身近な提案もある。また援護法の内容についても、前述の4項目のほかに「広島県の郡部に在住する被害者に対して巡回診療をおこなうとともに、広島市に宿泊施設を完備して下さい」という施設にかんする要望も記されている。そして最後に、原爆被害者自身の自立更正の条件について、被害者に「完全な就業の機会」を与え、「優先的な生業資金の貸付」と職業補導機関の設置を希望するとのべている。

- 1) 『資料調査通信』, 第7号, 1982年2月, 別冊2, 33ページ。
- 2) 『資料調査通信』, 第7号, 1982年2月, 別冊2, 38ページ。
- 3) 『資料調査通信』, 第7号, 1982年2月, 別冊2, 21ページ。
- 4) 広島市民生委員連盟代表による意見発表の内容は, 世界大会記録集には残っていない。したがって『資料調査通信』第6号(1982年1月, 別冊, 17~19ページ)にある二種類発表原稿のうち, 当日どちらが使用されたかは明かでない。
- 5) 『資料調査通信』, 第6号, 1982年1月, 別冊, 20~21ページ。
- 6) 『資料調査通信』, 第6号, 1982年1月, 別冊, 8ページ。
- 7) 『資料調査通信』, 第7号, 1982年2月, 別冊3, 19ページ。
- 8) 『資料調査通信』, 第7号, 1982年2月, 別冊2, 35~36ページ。

Ⅳ 原爆被害者の連帯と組織化

世界大会の後, 被害者組織の一本化と強化がよよく要望されるようになった。3月18日の広島県原爆被害者大会はその一本化の努力の最初の成果とってよかった。関係者は被害者大会の成功により, 二カ月後の5月27日の広島県原爆被害者団体協議会の結成に自信をふかめたであろうし, それによって8月の日本被団協結成への途も準備されることになった。

もともと最初の世界大会がひらかれるまでの広島県内の被害者組織は, その規模においても影響力の点でも, かならずしも十分なものではなかった。もちろん少数ながら組織化に努力した人びとがいたし, 小グループであるほどリーダーの個性がその団体の魅力となり特徴となったこともある。広島市内のグループで今日もっともよく知られているのは, 昭和27年8月に峠 三吉, 川手 健, 吉川 清氏らの手によって発足した「原爆被害者の会」であろう。この会は発足時わずか10数人にすぎなかったが, ABCCへ無料の治療機関設置を申し入れたり, 昭和20年代を代表する貴重な手記『原爆に生きて』(1953)を山代 巴氏の協力をえて刊行したり, 国会議員に治療費国庫負担の要望書をだしたり, さらには被爆者の実態調査を試みたりして原爆被害者運動の先駆的役割をはたした。この会は昭和29年に「八・六友の会」と「原爆被害者の会本部」に分裂したが, 広島市内には, ほかにも「原爆乙女の会」, 牧師谷内 清氏の影響をうけた「シオンの会」,

「未亡人の会（原爆被害者グループ）」、「電通遺族会」などの組織が活動していた。さらに「広島子供を守る会」のように、はやくから原爆孤児の精神養子に尽力していたグループもあった。

こうした組織状況に変化を与えるきっかけとなったのは、ビキニ環礁での第五福龍丸の被災に端を発する原水爆禁止署名運動のもりあがりと、その結果ひらかれることになった最初の原水爆禁止世界大会であった。ここでも一つの転機をつくったのは最初の世界大会であった。「あの日」から丁度10年の歳月がたっていた。世界大会の本会場で、あるいは分散会場で、火傷のあとを示しながら語られる被爆体験、民宿で涙ながらに語られる原爆症や10年間の苦しい生活の様子などを聞き、被爆の実相にはじめて接した参加者もおおかった。これは偶然そうなのではなく、世界大会広島準備会が、この機会に被害の実相を知ってもらいたいと思ひ、被害者との交流集会をたくさん設けたことの結果である。こうした努力があったからこそ、「原水爆被害者の不幸な実相は、ひろく世界に知られなければなりません」という大会宣言が生まれたのである。大会の様子を記したある書物は「読者のうちには、この大会があまりにも被爆者の救済問題にとらわれすぎたと思う人がいるかも知れない」¹⁾とまで書いたほど、原爆被害の実相と被害者救援運動の必要が、あちらでもこちらでも語られた。しかも重要なことは、そのことが参加者を変えただけでなく、被害者たちをも変えたと指摘されていることである。訴えを聞いてくれる人、理解してくれる人をみいだしたからである。たとえば民宿について世界大会主催側の広島準備会の一人はつぎのように語っている。

「[民宿は] 婦人会が中心になってやりました。泊めるのに金はもらうんです。ふとんは、無ければ1枚10円とか20円とかで借りて来てやるんです。それで、ふとんのない家に泊まった人間ほど、感激して帰りました。毎年8月には赤旗が立つ。(市民は) 反対だったでしょう。それが、泊まった所では、それまで原爆について聞いてもらったことがなかった。それが、奔流の如く話をするでしょう、聞く方は泣きながら聞くでしょう。だから、今度は泊めた方が教育せられたわけです。それで一ぺんに、広島の空気が変わりました。それは間違いなく、民宿（の効果）でした。」²⁾

こうして原爆被害者たちは変わった。彼らが翌年3月の広島県原爆被害者大会で「私たちがこのような立ち上がりの勇気を得ましたのは、全く昨年八月の世界大会のたまもであります」と宣言できたのは、このような雰囲気を支えられていたからである。

さて世界大会終了後、原爆被害者の「立ち上がり」に、もっとも重要な役割をはたしたのは、その年11月26日広島原水協のなかに設けられた原爆被害者救援委員会であった。この救援委員会の斡旋で各被害者団体がまとまり、翌年3月の広島県原爆被害者大会が開催できることになるが、この救済委員会の活動に言及するまえに、川手 健氏らによる原爆被害者連絡協議会準備会の動きに簡単にふれておかなければならない。はやくも世界大会の翌月、9月18日には「被害者の会」、「未亡人会（原爆被害グループ）」、「シオン会」、「八・六友の会」、「原爆の子友の会」の5団体の結集をめざした原爆被害者連絡協議会準備会がひらかれたが、³⁾ 順調にみえたこの準備会も結局は成功せず、かわって救援委員会がのりだすことになった。ただし成功はしなかったけれど、川手氏らの「原爆被害者の会」は組織のあり方について貴重な遺産を残してくれた。というのは「原爆被害者の会」は、被害者がみずから「団結して多くの人々との協力のもとに、治療、生活その他の問題を解決して」いかなければならないという自立運動を会則としていたからである。のちに救援委員会の幹事長として被害者組織の一本化にのりだし、広島県原爆被害者大会実行委員会の事務局長となる藤居平一氏は、「……川手さんたちがやった原爆被害者の会の“助け合い、励まし合って”という会則、それを会則にして組織を作ろう……」と思った、そして「民生委員がやりよった自立更正運動と、励まし合い助け合うという〔被害者の〕自立運動、つまり、助ける方の民生委員側の言う自立更正運動と、こっちの方は自分で立ち上がるという運動、それらを一本化してやるんです。はじめ、たすけるものだと思っていた救援委員会が、今度は立ち上がる側にまわるわけです」⁴⁾と語っている。3月の原爆被害者大会が、被害者の自立運動をつよくうちだした理由には、このような世界大会以前からおこなわれていた原爆被害者たち自身の運動の貴重な経験の成果が継承されていたことも忘れてはならない。

さて広島県原水協のなかの被害者救援委員会にもどろう。すでに最初の世界大

会直後の9月には全国組織の原水爆禁止日本協議会が発足し、そのなかにも被害者救援委員会が設けられていたが、広島原水協の救援委員会は、それと連携しながらも、かなり自由に、しかも積極的に活動した。本来は世界大会で山のように集まった救援物資の配布をどうするか、中国やソ連からの救援金の使途をどうするかなど山積する問題を処理するために特別に設けられた救援委員会であったが、一方では被害者の精神的、医学的、経済的救援活動に取りくみながら、他方、救援に努力している団体、個人と協力すること、および被害者組織の育成と一本化を設立の当初から目標にかかげていた。原水爆禁止広島協議会機関紙『ひろしま』（1956.2.25）は、救援委員会が、被害者組織の育成と一本化を課題としていたことをつぎのように書いている。

「このようななかで、被害者自身のなかに『自分たち自身がしっかりしましよう。』と自らの組織をつくる動きがあらわれてきました。十年間殆んどバラバラな状態であったのが全国民の友情に勇気づけられ、『今こそ一つに固まろう。』と被害者連絡協議会準備会が作られ、三月には被害者大会をひらくことを目指して進んでいます。……被害者自身の結びつきを強め、話し合い高めあうための組織化を積極的に援助して行くことがあげられます。このことを通じてこそ委員会は真に被害者の声を反映して運営することが可能になると考えます。救援機関から何か“新しいもの”へ成長して行く基礎もここにあると考えます。』⁵⁾

こうして救援委員会は、発足直後から10数回の会合をかさねたうえで、昭和31年1月22日、第一回原爆被害者連絡協議会準備会（世話人会）をもった。前年9月にひらかれた連絡協議会準備会とはちがって、川手氏らにかわって今度は救援委員会（幹事長 藤居平一）が幹旋にのりだしたもので、当日この準備会のだした「声明書」は、その冒頭で「被害者団体の統一を進め原水爆禁止と、被害者の自立更正ならびに救援運動を推進します」⁶⁾と書いており、2月4日の第2回会合では「原爆被害者の会」、「八・六友の会」、「電通遺族会」、「広島子供を守る会」などの団体代表が出席して、3月の被害者大会の内容についての議論をおこない、同時に「県下の原爆被害者の連合組織の結成」と「全国組織化の方針をきめる」⁷⁾ことが確認されている。そして2月14日に広島県原爆被害者大会実行委員会（事

務局長 藤居平一)が発足したのである。

ただちに大会実行委員会がおこなったのは、被害者救援署名運動と国民募金のための街頭署名募金運動である。2月26日、3月4日の両日に広島市内でおこなわれた。参加団体は、県婦協、市婦連、青年団、県労、地区労、広島県原水協、同救援委員会、広島市原水協、広島子供を守る会、原爆被害者の会、同本部、八・六友の会、シオンの会、電通遺族会、未亡人会(被害者)などのほかに、大竹市、甲奴郡、芦品郡、三次、深安郡、神石郡の各被害者の会であった。2月26日には日本原水協の企画による原爆記録映画「生きていてよかった」の街頭ロケーション(広島ロケーションは2月16日からはじまっていた)が予定されていて、亀井監督のロケ隊がこの署名募金運動を街頭でフィルムに収める、だから集まると、その日におつけて街頭署名募金活動が計画されたのであろうが、亡くなられた原爆犠牲者の遺族にも街頭にたってもらい、市内6カ所で一斉におこなわれた。550人が街頭活動に参加したという。「550人というのは誰も信じられん数字ですよ。とにかく、だいぶエキストラがおるですよ。それなら連れてってくれというようなのがおるです。それで、非常に助かった、ということですがね」⁸⁾。2月28日にだされた大会実行委員会の文書「被害者大会を成功させるために I」は、26日の街頭署名募金について「いままで各種行われた街頭署名募金では考えることのできないほど」の成果があがったとして7,416人の署名と53,297円の募金を報告しており、最終的には約1,100人、約80,000円の募金が集められ、国会請願資金として使用された。

同時に大会実行委員会は、おなじ文書でつぎの4項目の呼びかけをおこない、3月の被害者大会から5月の広島被団協の成立、8月の日本被団協結成へむけての準備をすすめた。

1. 各職場、地域で「被害者の集い」をひらき話しあいをしてください。できれば青年、遺族、未亡人というような階層別の集いで、それぞれの要求をだしてください
2. その話しあいのなかで「私達の中から国会請願の代表」をだしてください(1人の費用 6000円)
3. 話しあいでの要求、意見を事務局へ知らせてください

4. 他の都市に住む友人、知人に、この取り組みを知らせ、「一緒にあなたのところでもやって貰いたい」と呼びかけてください

- 1) 今堀誠二『原水爆時代』(下)、三一書房、1960年、153ページ。
- 2) 『資料調査通信』、第6号、1982年1月、別冊、11～12ページ。
- 3) 9月18日の準備会の詳細は川手氏から、のちに広島原水協の救済委員会の幹事長に就任する藤居平一氏への書簡(1955.9.18)にくわしい。『資料調査通信』、第7号、1982年2月、別冊1、12～13ページ。
- 4) 『資料調査通信』、7号、1982年2月、別冊1、9ページ。
- 5) 原水爆禁止広島協議会機関紙『ひろしま』No. 1(1956.2.25)の記事「まだまだこれからです——救済委員会のあゆみ——」(救済委員会幹事長 藤居平一氏執筆)。
- 6) 『資料調査通信』、第7号、1982年2月、別冊2、25ページ。
- 7) 『資料調査通信』、第7号、1982年2月、別冊2、26ページ。
- 8) 『資料調査通信』、第7号、1982年2月、別冊1、10ページ。

Ⅳ 3月20日国会請願デー

最初の世界大会のあと県内各地では、地域ごとに原爆被害者の会が結成されつつあった。大竹市、甲奴郡では世界大会のまえに被害者の会が結成されていたが、大会後最初に結成されたのは10月の芦品郡の原爆被害者の会であった。それから半年後の原爆被害者大会のあとの広島県国会請願団代表者名簿によると、呉市、大竹市、甲奴郡、芦品郡はいうまでもなく、三原市、安芸郡、安佐郡、賀茂郡、山県郡、神石郡、沼隈郡、佐伯郡大野町、三次地区の被害者の会からの参加者がみられるから、¹⁾広島県下の被害者の組織化も、かなり進んだことがわかる。広島市内でも学区ごとの組織化がおこなわれるようになったし、被害者大会や国会請願へむけて組織化に拍車がかかったことは大会実行委員会事務局メモでもあきらかである。²⁾

国会請願の実施要領はすでに1月28日の日本原水協常任委員会(広島からは藤居平一氏が出席)できめられていたから、広島県代表もそれにしたがって地元選出国會議員に請願書をわたしたり、他府県代表とともに衆議院の議長に会ったり、鳩山首相にも会見した。帰広後の報告によれば、被害者大会の請願文にもあ

るように益谷衆議院議長にも、河井参議院議長にも、援護法立法に主眼をおいた請願がおこなわれ、広島・長崎以外の府県に居住する原爆被害者も多数いるのだから、援護法の独立立法をつくってほしい、健康管理を今後30年間は支給してほしいと要望している。このようにして実施された国会請願について、藤居平一氏は、「国会請願は、被害者組織化のスプリング・ボードになったか?」との質問にたいし、「帰って来てからみんなが本気になってやり出したわけです。5市16郡ほとんどみな行ってたでしょう、組織があるなしにかかわらず。その人たちがみんな帰ってやり出した」と答えている。³⁾この一年後に原爆医療法が成立することを考えれば、国会請願が政府、衆参両議院に原爆被害者の問題を認識させるのに、かなりの効果があったことは否定できないだろう。また原爆被害者の側からみれば、いよいよ運動にはずみがついてきたのも確かであった。

全体として3月18日の原爆被害者大会は、5月27日の広島県被団協結成総会への最初の一步であったといえよう。原爆被害者大会実行委員会は、被害者大会終了後もそのまま活動をつづけ、一方では、被害者のいのち(治療)、くらし(経済生活)、施設実現(原爆被害者福祉センター等)のための運動を展開したし、他方では、ひきつづき被害者組織の一本化の努力をつづけることになった。

5月27日の広島県被団協成立まで一ヶ月半、来年度予算にむけて援護法成立をめざして「クリスマスまでに成案を」⁴⁾という目標が明確になるのは、まもなくであった。

- 1) 『資料調査通信』, 第7号, 1982年2月, 別冊2, 37ページ。
- 2) 『資料調査通信』, 第7号, 1982年2月, 別冊2, 30ページ。
- 3) 『資料調査通信』, 第7号, 1982年2月, 別冊2, 11ページ。
- 4) 『資料調査通信』, 第8号, 1982年3・4月, 別冊2, 42ページ。